

令和5年第9回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年9月28日（木）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第20号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知の取り下げについて
- 日程第6 報告第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて
- 日程第7 議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第8 議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第9 議案第45号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第10 議案第46号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第11 議案第47号令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

令和5年第9回三股町農業委員会総会審議結果

日程第7

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 3 ）

日程第8

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第9

議案第45号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

日程第10

議案第46号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 16 ）

日程第11

議案第47号令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

可決（ 1 ）

令和5年第9回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 9月28日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 9月28日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和5年第9回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に5番委員の馬渡芳文さんと1番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計6件10筆10,791㎡、うち田が8筆8,664㎡、畑が2筆2,127㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁76番から4頁81番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第20号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第20号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件1筆2,295㎡、畑が1筆2,295㎡でございます。詳細につきましては、総会資料6頁16番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第5、報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第21号農地法第18条第6項の規定による取り下げについて報告するもので、合計1件2筆2,339㎡、田が2筆2,339㎡でございます。本件については、令和5年7月総会の報告案件で、農地中間管理機構経由の利用権設定された農地2筆で、機構から貸し付ける耕作者の変更のみが行われる案件であり、農地法第18条第6項の規定による通知の該当内容ではなかったことが後日判明したことから取り下げをするものであります。詳細につきましては総会資料8頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第6、報告第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告いたします。合計1件2筆2,339㎡、田が2筆2,339㎡でございます。本件については報告第21号に関連するもので、令和5年7月総会において承認をうけた案件になり、農地中間管理機構経由で利用権が設定された農地2筆になりますが、機構から貸し付ける耕作者の変更のみが行われる案件であったため、新たな利用権を設定する案件ではなかったことが後日判明したことから取り下げをするものであります。詳細につきましては、総会資料10頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第7、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計3件4筆3,596㎡、うち田が1筆748㎡、畑が3筆2,848㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の12頁になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号19番、受付年月日：令和5年9月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：餅原字中原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：748㎡です。親子間の贈与による所有権移転となっております。受人は〇〇〇〇在住で、農業経営面積は0㎡であります。父である渡人の農業に従事されたこともあることから、農作業歴は3年です。労働力は4名、耕運機、草刈り機を所有されており、コンバイン、トラクター、田植え機はリースの予定です。年間従事日数予定ですが、150日を超えており通作距離をみても問題ないことから、許可要件のすべてを満たしております。尚、当該申請地の登記情報を確認したところ、〇〇〇〇による差し押さえがされていましたが、受人と渡人から3条申請の許可との関連はなく、差し押さえに関する一切の問題については、申請人双方で解決する旨の誓約書を提出いただいております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号19番は9月26日に第4ブロック委員3名で現場確認及び本人聞きとりをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇〇在住で親子間での贈与による所有権移転となっております。今後は水稻栽培を行う予定で機械も所持し、農地はすべて耕作されており、農作業に従事する人は親子4名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 20 番、受付年月日：令和 5 年 9 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字葛掛〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：676 m²です。航空写真をご覧くださいと申請地の東側隣が受人の住居になります。渡人の要望による所有権移転売買となっております。受人の現在の所有農地の田 362 m²で水稻、畑 340 m²で甘藷等の露地野菜を栽培されております。今回、3 条申請の畑 676 m²では玉ねぎ、大根、白菜等の露地野菜の栽培を計画されています。農機具については、トラクター等を知人からリース予定です。農作業経験は 45 年です。現在所有している農地はすべて耕作されており、年間従事日数も 150 日を超えております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石均）

受付番号 20 番は 9 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。渡人の要望による所有権移転売買となっております。申請地の北側が渡人の住居で東側が受人の住居になります。受人は現在畑 340 m²、田 362 m²を所有し自家消費用の米及び露地野菜を耕作されております。今回申請する畑 676 m²においても玉ねぎ、大根、白菜をはじめ自家消費用の野菜を栽培し、消費しきれないものについては親戚や近所の方に配布したいと考えての申請になります。現在所有する農地についてはすべて耕作されており、農作業に従事する人は 1 名です。トラクターは知人より借りて耕耘します。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。利用要件、調和要件、従事要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 21 番、受付年月日：令和 5 年 9 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字木ノ上〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：2,172 m²です。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人の現在の耕作面積は 5,194 m²、うち田が 2,704 m²で水稲、畑が 2,490 m²で大根、甘藷、里芋等を栽培されております。現在所有する農地は全て耕作されており、労働力につきましては 3 名、トラクター 1 台、農業用運搬車 1 台を所有され、営農歴は 44 年、年間従事日数も 150 日を超えており、通作距離等も問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 21 番は 9 月 26 日に第 4 ブロック委員 3 名で、現場確認及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇在住で、仕事のかたわら水稲を中心に農業経営をされております。機械等も充実しており、農作業に従事する人は親子 3 名です。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。この件につきましては、〇〇の死亡により許可書の返礼がされた案件であります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 4 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、受付番号 19 番から 21 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 4 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 19 番から 21 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 4 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合

計1件1筆290㎡、田が1筆290㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の14頁38番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号38番、受付年月日：令和5年9月11日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇〇、登記地目：田、面積：290㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は貸家解消のための一般個人住宅になります。こちらの農地は第1種住居区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉休幸）

受付番号38番は9月25日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在〇〇の貸家住まいであります。現在の貸家が生活するのに手狭になったため、一般個人住宅の建設を計画されたものです。雨水排水については北側の側溝へ排水し、生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありますか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号38番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号38番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第45号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第45号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料15頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。尚、今回2名の推薦が上がっております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（溝口良信）

今回の候補者2名につきましては、先日の全体協議会で私の方から説明をしたところですので。なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第45号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第45号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第10、議案第46号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第46号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計9件28筆41,216.72㎡、うち田が10筆12,709㎡、畑が14筆17,603㎡、宅地が4筆10,904.72㎡でございます。利用権設定については、合計7件14筆13,459㎡、うち田が10筆9,625㎡、畑が4筆3,834㎡でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料17頁90番から18頁98番まで、利用権設定の各筆明細は総会資料19頁300番から20頁306番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第46号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料17頁90番から18頁98番まで、利用権設定に関する総会資料19頁300番から20頁306番

までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第46号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第11、議案47号令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第47号令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてでございます。令和4年度の最適化活動について、活動日数、農地集積面積及び集積率、遊休農地の解消及び発生防止、新規就農者への農地の目標及びその実績をふまえ、各委員自らの自己評価に対して総会にて意見をすることとなっております。内容につきましては担当職員が説明をいたします。

事務局

議案第47号令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてご説明いたします。点検・評価についてですが、令和4年4月より農業委員会による最適化活動の推進等について、所謂、国ガイドラインというものが通知され、農業委員会では毎年度最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価することとなっております。その中でも全委員の前年度の最適化活動の点検・評価を総会にて行うようになってきているため、今回議案として上程させていただきました。それでは、資料についてご説明させていただきます。お手元の資料（別紙資料）令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価をごらんください。

まず、1. 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価についてですが、こちらは各委員の方の活動実績と成果実績について記載されております。左の方から活動日数となっておりますが、こちらは令和4年4月から令和5年3月までの活動記録簿を集計し、年間の合計日数と月当たりの平均活動日数を算出したものとなっております。昨年度は月当たりの目標を7日と設定しておりましたが、全委員目標を上回る活動、平均月当たり14日の活動を行っていただいております。右の方の表になりますが、成果実績として農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進となっております。こちらの目標につきましては、町内全体の目標値をブロック毎の農地台帳の面積で按分し、更に農業委員・推進委員の人数で按分したものとなっております。また、実績につきましては農地台帳からの数値を同様に計算して記載しております。そのため同じブロック内の委員の方の目標値、実績値は同じ数値となっております。1番表上の段については以上の通りとなっております。

次に下の段の 2・農業委員会による点検・評価についてですが、こちらの表の左側については全体としての評語が記載されております。これは国のガイドラインにおいて示されているもので、上記 1 の点検・評価における達成状況に応じた件数が配分され、その合計点によって決まっている評語となっております。全ての委員の方において、目標に対し期待を大幅に上回る結果、または期待を上回る結果という評語となっております。次に右の欄の方になりますが、こちらは総会で出された意見となっております。全委員の前年度の最適化活動の点検・評価について、総会で出された意見を記載する欄となっております。一番上の委員の方の欄のみ事務局の方で記載例を記入させていただいているところです。本来であれば各委員の活動内容について一人一人点検を行ってご意見を求めるべきなのですが、もし特にご意見がないかぎり、全委員記載例と同様の文言を記載させていただくかたちでもよろしいでしょうか。以上、最適化活動の点検・評価について、ご審議方よろしくお願ひします。

議長（溝口良信）

ただいま、担当職員の方から説明をうけましたが、農業委員会として個人毎に意見をすることになっております。なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

これについては、今回が初めての試みで、先日農業会議の方でも説明があり、今後こういうかたちでお願いしますということでした。それぞれ皆さん方には頑張っていていただいておりますので、私の方からは特に意見はありませんが、皆さんの方からなにかご意見があれば出していただきたいと思います。

議長（溝口良信）

それでは、ご意見がないようですので、ただいま協議していただいた内容を農業委員会総会の意見として付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 47 号令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、協議内容を農業委員会総会の意見として付することを承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。9 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第9回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 9 時 40 分